



身体障害者手帳に係る申請及び届出に必要なマイナンバーについてのお知らせ

平成28年1月1日から、マイナンバー制度の利用が開始されます。身体障害者手帳に係る申請及び届出(交付申請、再交付申請、居住地・氏名変更届、手帳返還届)には、下記のものが新たに必要となります。

★新たに必要となるもの ①または②のいずれか

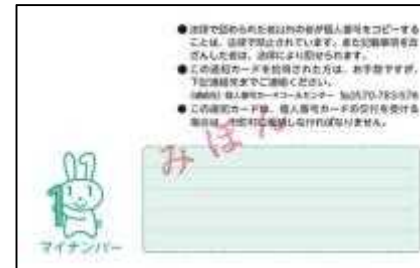
- ① (1)本人の通知カードまたは個人番号付の住民票(個人番号の確認) } 1セット
- (2)本人の運転免許証またはパスポート等 (身元の確認)

通知カードのみほん

平成27年末頃にご自宅に届いているものです。



(表面)



(裏面)

※ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の、書類を2つ以上お願いします。

- ② (1)本人の個人番号カード(手続きが簡単になるため、取得をおすすめします。)

個人番号カードのみほん

通知カードについている申請書で無料で交付されるものです。表面で身元の確認、裏面で個人番号の確認ができますので、取得をおすすめします。



(表面)

(裏面)



●代理人による申請及び届出の場合に必要なもの。

- (1)代理権確認のためのもの (委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本、本人の保険証、本人の身体障害者手帳等)
- (2)代理人身元確認のためのもの (代理人の個人番号カードや運転免許証、パスポート等)
- (3)本人の個人番号確認のためのもの (本人の通知カードの写し、本人の個人番号カードの写し、本人の個人番号付きの住民票等)